第8回いわき市契約適正化委員会 議事録署名

- 開会年月日 1 令和6年2月6日(火)
- 開会場所 2 Web会議方式
- 出席委員の氏名 3 猪狩堅一委員(委員長)、阿部順委員、磯﨑泰三委員、角田和行委員、 緑川猛彦委員
- 4 概要及び発言内容 別添のとおり

上記内容について、相違ないことを確認したことから、議事録に署名しま す。

議事録署名委員

いわき市契約適正化委員長

角田和行為務整一

第8回いわき市契約適正化委員会

1 委員会の概要

- (1) 日 時: 令和6年2月6日(火) 10時00分~11時40分
- (2) 場 所:Web会議方式
- (3) 出席者:
 - ① 委員

猪狩堅一委員(委員長)、阿部順委員、磯﨑泰三委員、角田和行委員、緑川猛彦委員

② 市側

財政部長、契約課

生活環境部長、北部下水道管理事務所

土木部長、土木課、道路管理課、住宅営繕課

都市建設部次長、都市整備課、公園緑地課

勿来支所長、勿来支所経済土木課

水道局長、水道局総務課、水道局工務課、水道局南部工事事務所

医療センター事務局長、医療センター施設管理課

- (4) 次第
 - ① 開会
 - ② 議事
 - (1) 入札・契約の状況について
 - (2) 指名停止の状況について
 - ③ その他
 - (1) 次回の日程等について
 - (2) その他
 - ④ 閉会

2 発言内容

【司会(契約課長補佐)】

ただいまから、「第8回いわき市契約適正化委員会」を開催します。

本日の委員の出席は5名で過半数に達していることから、いわき市契約適正化委員会設置要綱 (以下、「設置要綱」という。)第5条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることを ご報告します。

それでは次第に従って議事に入りますが、議事につきましては、設置要綱第5条第2項の規定に基づき、「委員長が会議の議長となる」こととしていますので、ここからの進行は議長よりよろしくお願いします。

【議長(猪狩委員)】

皆さん、おはようございます。これより議事に入ります。よろしくお願いします。

まず初めに、本日の議事概要に署名する委員について、今回、発注部署からの報告を求める契約事案を抽出した角田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員賛同)

ご異議ないものと認め、角田委員よろしくお願いします。

また、議事概要の公表にあたり、これまでも署名する委員と委員長である私が確認した後、市ホームページで公表することとしておりますので、今回も同様にしてよろしいでしょうか。

(委員賛同)

ご異議ないものと認め、そのように決定します。

2-(1) 入札・契約の状況について

【議長】

では最初に、「入札・契約の状況」について、まず事務局から説明をお願いします。

【事務局(契約課長)】

資料1により説明

(対象案件:市316件、水道局79件、医療センター51件の合計446件)

【議長】

次に抽出された事案について、各発注部署からの報告となりますが、資料2の通り、角田委員から事案が抽出されました。

抽出にあたり、角田委員より意見等がありましたらお願いします。

【角田委員】

抽出事案提出の理由は、資料2に記載の通りです。

主に、落札率の高いもの、あるいは最低制限価格が同額というものがありますので、その状況 について。また、随意契約については、法令適用の考え方について、説明を求めるものです。 ご説明お願いします。

【議長】

ありがとうございます。

では、抽出事案に対する報告等をお願いします。

No. 1~3について、土木部より説明をお願いします。

【十木部長】

当部では、入札業者が1者のみで落札率が高い、総合評価とした理由、契約金額と最低制限価格が同額、といった3件の抽出がありましたので、まずこの概要について、私の方から説明します。

初めに、No. 1 「建設工事等一般 65 都市計画道路 搔槌小路幕ノ内線(柳町工区)道路改良工事(その2)」について、いわき駅周辺市街地の安全で円滑な交通の確保と良好な市街地を形成するため、いわき駅北口へのアクセス道路である本路線の拡幅工事を発注したものであり、入札方法については簡易型の総合評価方式により一般競争入札で行ったものです。

次に、No. 2「工事等一般 83 職員住宅解体工事」について、施設の老朽化及び用途廃止に伴い、鉄筋コンクリート造4階建ての旧職員住宅(昭和 46 年建設)を解体するため工事を発注したものであり、入札方法は簡易型の総合評価方式により一般競争入札で行ったものです。また、「工事等一般 115 いわき市石炭・化石館竪杭櫓解体工事」については、石炭・化石館屋上に設置してある高さ 26mの鉄骨造の櫓を解体するために発注したもので、入札方法は一般競争入札で

行ったものです。

最後に、No. 3「工事等一般 90 安全みちまちプロテクト事業 上荒川・台山線道路法面崩落防止工事(その 2)」について、幹線市道等の安全性の向上や災害時の通行確保の観点から道路法面の崩落を防止するため工事を発注したもので、入札方法は、こちらも一般競争入札を行ったものです。

概要は以上ですが、詳細については各担当課より説明します。

【土木課総括土木相談専門員】

No. 1の「入札業者が1者のみで、落札率が高い契約であるが、総合評価をどのように行ったのか伺いたい」について、本件の入札は「いわき市建設工事に係る総合評価方式実施要綱」及び「いわき市総合評価方式に係る施工計画等審査要領」に基づき執り行っています。

本件は設計金額が1億5,000万円未満であることから、総合評価方式の形式は技術提案を必要としない簡易型としています。

評価の方法については、入札に参加しようとするものから提示された技術評価点申請書に基づき、企業の技術力、地域貢献度、品質確保の確実性等の評価項目ごとに点数化し、その得点を申請者の入札価格で除したものを総括して、最も高い評価値のものを落札者としています。

本件については、結果的に入札参加者が1者のみになったものですが、入札参加者が1者の場合においても通常通り評価値を算出し、落札者を決定することとなっています。

当課からの説明は以上です。

【住宅営繕課長】

No. 2の「工事等一般83 職員住宅解体工事」を総合評価とした理由及び「工事等一般115 いわき市石炭・化石館竪坑櫓解体工事」を総合評価としていない理由について説明します。

まず、「工事等一般83 職員住宅解体工事」について、「いわき市建設工事に係る総合評価方式 実施要綱」に基づき、設計金額が5,000万円以上であること、杭抜き工事も含まれる中層建築物 の解体工事であり、工事場所周辺の住宅地や生活道路への安全対策等の施工計画が特に必要とさ れる工事であることから、業者選定委員会の審議を経て総合評価方式を適用しています。

一方、「工事等一般 115 いわき市石炭・化石館竪坑櫓解体工事」について、地震により部材の一部が落下した櫓を解体する工事であり、解体する櫓は老朽化が著しく、補強が困難で危険な状態であり、当施設は現在も休館していることから、速やかに櫓を解体し、一刻も早く観光施設として再開する必要があるため、総合評価方式を適用せず、入札手続きが短い一般競争入札としています。

当課からの説明は以上です。

【道路管理課長】

No. 3の「契約金額が最低制限価格と同額」であることについて、まず、公共工事請負費の算出基礎となる積算基準や積算単価については、福島県のホームページ等で公開されています。また、最低制限価格については、その設定基準や設定範囲が公表されています。

さらに、今回の工事に限らず、多くの業者が(これまでに行った工事の入札に関する)情報開示請求をしていることから、設計内容を研究し、精度の高い積算が可能になっていると思われます。加えて、民間における積算ソフトの精度がかなり高いため、応札者は市が設定した最低制限価格と同額を算出することは不可能ではないと考えています。

なお、最低制限価格等の漏洩防止対策について、最低制限価格等の決定後は、鍵付きのロッカー等で管理するなど、情報管理の徹底に努めています。

土木部からの説明は以上です。

【事務局(契約課長)】

議長、ただいまの土木部の説明に関連して、事務局より最低制限価格について補足説明したい のですが、よろしいでしょうか。

【議長】

どうぞ。

【事務局(契約課長)】

(※ 参考資料を基に説明)

まず、「予定価格」及び「最低制限価格」の算出の基礎となる「請負工事費」の構成について、一般土木を例に、改めて簡単に説明します。

「請負工事費」は「工事価格」に「消費税相当額」を加えて積算しますが、この「工事価格」は、「工事原価」と「一般管理費等」により構成されます。

「一般管理費等」とは、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用を言い,一般管理費及び付加利益にあたるものです。「工事価格」から「一般管理費等」を除いたものが「工事原価」であり、これは更に「直接工事費」と「間接工事費」により構成されています。

「直接工事費」は、箇所または工事種類により、材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものです。「間接工事費」は、直接工事費以外の各工事部門に共通した経費であり、さらに「共通仮設費」と「現場管理費」により構成されています。

「共通仮設費」は、運搬費、準備費、安全費等といった費目で構成されており、「現場管理費」は、工事施工にあたって工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費を指します。

「予定価格」は、これらの各費目を積算することによって算出した「設計価格」を基にしています。

この「設計価格」については、「設計積算基準書」や「設計資材単価等決定基準」、いわゆる「積算基準」が公開されています。

「一般管理費等」は、この「設計積算基準書」に基づいた比率を「工事原価」に乗じることにより積算されます。

「積算単価」は、「土木事業単価表」など各事業単価表が公開されていますが、こちらに記載のない単価については、物価資料、特別調査、見積書等の順に決定することとなります。

なお、この「特別調査」または「見積書」により設定した単価、いわゆる「見積設計単価等」 については、本市では令和5年4月1日以降に入札公告または指名通知を行った分から、原則と して設計図書の一部として公表しています。

本市における「最低制限価格」の算出方法に話を戻しますが、これは先ほど説明した請負工事費を構成する各費目のうち、「① 直接工事費」、「② 共通仮設費」、「③ 現場管理費」及び「④ 一般管理費等」によって算出します。

これらの費目に、「直接工事費」なら「97%」、「共通仮設費」なら「90%」といった比率を乗じ、その合計額が「最低制限価格」となります。

その「設定範囲」は、「予定価格」の「85%~92%」としており、その範囲を満たさない場合、 その上限値「92%」または下限値「85%」と同額とすることとしています。

この「最低制限価格」の「設定基準」及び「設定範囲」については、本市では平成21年度から公表しており、これまで当委員会でも説明した通り、適時改正を行っています。

「最低制限価格」決定の透明性及び公平性を確保するため、令和5年4月1日入札公告または 指名通知分からは、令和4年度まで行っていた、算出した最低制限価格に一定の範囲内で調整を 加える運用を廃止しています。

ありがとうございます。

ただいまの説明について、角田委員いかがですか。

【角田委員】

ご説明ありがとうございました。

No. 1 及び No. 2 は総合評価の簡易型で執り行ったということで概ね了解なのですが、なおのこと総合評価方式を適用するのか、一般競争入札を適用するのかという考え方の違いのようなものがあれば、簡単に説明してほしい。単に金額で分けているのでなく色々な要件があって、(業者選定)委員会等で議論されているのだとは思いますが、どなたか説明お願いできますか。

【事務局(契約課長)】

総合評価方式については、先ほどの説明の通り、市で要綱を定めており、総合評価方式の適用に当たっては、その工事の内容等により「いわき市建設業者選定委員会」の各部会で総合評価方式を適用すべきかを判断しています。

(主な判断基準として、)技術要件の提案等が必要であること、周辺環境への安全対策、交通網に対する影響等の軽減の必要性等が工事実施に当たって事業者に要求されるものについて、その 適否を判断しているところです。

【角田委員】

ありがとうございます。

例えば資料P4を見ると、落札者の総合評価方式の評価結果が記載されていますが、単に価格 競争を行う一般競争入札ばかりではなく、評価項目にある企業の技術力や地域貢献等を総合的に 勘案して発注しているということで、県も同様の方法で実施していますが、(市でも) その部分に ついては適切に行われているという説明かと理解します。

最低制限価格と契約額が一致したということに関して、丁寧な説明をありがとうございます。 最低制限価格と契約額が一致する現象は、県では(最低制限価格を)1円単位では扱っていないのですが、県の方でも発生していると聞いています。

ご説明の通り、単価及び積算方法が公表されている、最低制限価格の(端数の)切り方についても概ね推定ができる、という中では発生し得るものだろうと理解しており、それについて説明したものと理解しています。

もう1つは、最低制限価格を決定した後、実際にそれが漏洩しないように鍵付きのロッカーで保管しているとの話でしたが、例えばロッカーの鍵の管理方法について、誰がどのように管理しているのか、その鍵を誰が使用できるのか等についてはいかがでしょうか。一般論ではなく、No.3の場合について、簡単に説明してほしい。

【道路管理課長】

鍵の管理について、ロッカーの方は庶務係の方で管理しており、この鍵を入れている引出しの 鍵についても、別に鍵をかけて厳重に管理しています。

【角田委員】

今の説明だと、複数の者がいないと鍵が開かないということでしょうか。

【道路管理課長】

その通りです。二重に管理しています。

【角田委員】

お恥ずかしい話ですが、県の方でも電子的にIDを使ったシステムを使っていましたが、IDの使い回しのようなことが実はあったというところがあったので、管理状況について疑義を挟まないように引き続き適切な管理をお願いできればと思います。

私の方からは以上です。

【議長】

この委員会は、いわき市の適正な入札・契約事務の向上を図るため、「定期的な報告を受け、それに対して意見を述べること」が大切な役割となりますので、委員の皆さま、積極的に発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】

私の方からは、No. 1及びNo. 2について、一般的なことを伺いたい。

総合評価方式で行われていますが、どちらの案件も「いわき市内に本店を有する者であること」を参加要件としていますが、その反面、評価項目の中に「入札参加者の所在地」というものが「企業の地域社会に対する貢献度」の中に含まれています。

評価項目としてこのような項目があるにもかかわらず、「いわき市内に本店を有する者である こと」を参加要件としている理由があれば、教えてほしい。

【事務局(契約課長)】

総合評価方式の評価基準と入札参加条件が重複している旨の質問かと思いますが、総合評価方式の場合、今回に限らず、例えばその技術的要件を求めるものについては市内業者に限定しない場合も想定され、そういった場合、「市内業者活用」という評価が関わってきます。

今回は市内業者(に限定するもの)ですが、(市内業者活用の)実績等で評価するということになるため、(総合評価方式の評価基準と入札参加条件が重複していても)可であるとの判断から重複していますが、案件によっては(審査対象者が)市内業者に限定できるものでないので、この評価項目で加点されるということです。

【阿部委員】

ありがとうございます。

【議長】

他にございませんか。磯﨑委員どうぞ。

【磯﨑委員】

まず、No. 2に関連して「工事等一般 115 いわき市石炭・化石館竪坑櫓解体工事」について、 先ほどの説明だと緊急性が高いため総合評価方式を適用しなかったと理解しましたが、そもそも 論として、この工事は総合評価方式の対象になり得るものだったのでしょうか。

【住宅営繕課長】

元々の解体工事そのものが、今回のような地震被害等の復旧という観点でなければ、職員住宅の老朽化や用途廃止に伴って(の解体工事)というものであれば、当然総合評価方式の採用という選択が為されたものと考えています。

今回はあくまでも地震災害から早急に復旧して、観光施設として早期に再開しなければならないという観点で、期間短縮を最重要視したところです。

【磯﨑委員】

ありがとうございます。

No. 3 について、予定価格及び最低制限価格を公表すること自体について特に何か縛りがあるものではないと理解しているのですが、市でこれらを事後公表としている理由はなぜでしょうか。

【事務局(契約課長)】

予定価格及び最低制限価格の事後公表について、国の指針として「公共工事の入札及び契約の 適正化を図るための措置に関する指針」というものがあり、この中で最低制限価格について事前 に公表した場合、「適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、 建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうることなど」の理由から、入札 前には公表しないという記載があります。

また、予定価格についても、地方公共団体で事前公表を禁止する法令の規定はありませんが、「予定価格が目安となって競争が制限され、建設業者の見積努力を損なわせること」等の理由から、基本的に事前公表しないとされているところです。

このように、指針あるいは国の要請から、本市ではこれに倣い事後公表としているところです。

【磯﨑委員】

ありがとうございます。

今、国の指針の話が出てきたのですが、必ずしも全ての自治体がこれに従っているわけではないということでしょうか。

【事務局(契約課長)】

各自治体の中には、事前公表しているところもあります。実際に統計を取っているわけではありませんが、職員に対する働きかけ等の不正の防止という観点から、事前公表しているところも一部あると聞いています。

しかし、先ほど説明した通り、結果的に競争性を排除するとか、あるいは建設業界自体が停滞してしまうというような懸念から、国からも事前公表はしないということで通知・要請をしているところです。

【磯﨑委員】

ありがとうございます。

これに関連して、最低制限価格を事後公表としている一方で、最低制限価格の設定方法自体は すでに公表しているので、ある意味それは事前公表に近い形になっているのではないかと思うの ですが、設定方法を公表する理由とは何かあるのでしょうか。

【事務局(契約課長)】

入札に当たり、入札金額を発注者はもとより、入札業者にも適正に積算してもらう必要があります。適切な入札環境を確保するためには、透明性・公平性の確保等が必要と考えられることから、積算方法等を公表して、(入札業者には)適正な積算をした上で応札してもらうという考えから、最低制限価格の設定方法を公表しているところです。

【磯﨑委員】

わかりました。ありがとうございます。

【議長】

他にございませんか。緑川委員どうぞ。

【緑川委員】

最低制限価格の設定方法については、よくわかりました。どうもありがとうございます。

もう1つ教えてほしいのですが、計算をしていくと1円未満の端数が出てくるかと思うのですが、これは切上げもしくは切捨てでしょうか。

【事務局(契約課長)】

(1円未満の) 端数処理ですが、現在公表している設定方法では、明確にしていません。

【緑川委員】

それは公表しないのですか。

【事務局(契約課長)】

そういったご指摘があれば真摯にお聞きして、今後の検討課題としたいと考えています。

【緑川委員】

可能であれば公表した方がいいのではないかという気がします。

【事務局(契約課長)】

基本的には国の機関である中央公契連(=中央公共工事契約制度運用連絡協議会)のモデルにおいて(1円単位の)端数処理について明確に明示されていないという現状から、(中央公契連モデルを参考としている)本市でも明確にしていないというところですが、その点については内部で検討していきたいと考えています。

【議長】

他にございませんか。では、磯﨑委員どうぞ。

【磯﨑委員】

緑川委員からあった(1円単位の)端数処理の件にも関係するのですが、どうしても1円単位で同額落札していると、やはり恣意的な目で見られる可能性はあるのかなと思いますが、そういう点についてはどのようにしていこうと考えているのでしょうか。

【事務局(契約課長)】

緑川委員及び磯﨑委員の指摘は、重々ご尤もだと考えています。

先ほども述べた通り、指摘があれば真摯にお聞きし、端数処理方法の公表といった部分について、検討していきたいと考えています。検討により端数処理方法を明確にするという場合、事前に事業者にも周知していきたいと考えています。

【磯﨑委員】

1円単位での(最低制限価格の)設定自体も検討範囲ではないかと、例えば(最低制限価格の設定を)千円単位とかで端数処理するという仕方もあるのではないかと思うので、そういった面も含めてこれから検討していくという理解でよろしいでしょうか。

【事務局(契約課長)】

磯崎委員の指摘のように、(最低制限価格の設定における)端数処理についても検討したいと 思います。

県では百円未満切捨てという措置をとっており、あるいは他市では千円以下の端数処理をしているという事例もありますので、他市等の状況も参考としながら検討して、(今後の方針が)決まった場合は、委員にはもちろん、(業者にも)市のホームページ等で公表していきたいと考えています。

【磯﨑委員】

ありがとうございました。

【議長】

他にございませんか。では、土木部の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

【司会】

それでは、土木部は退室願います。

【議長】

続きまして、No. 4、5について、都市建設部より説明をお願いします。

【都市建設部次長】

私からは、抽出事案のうち、当部が所管する No. 4 及び No. 5 について説明します。

初めに、No. 4「工事等一般 96 菅ノ作公園長寿命化対策工事」について、「いわき市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化の著しい複合遊具の更新工事を発注したものです。入札方法は「いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱」に基づき、一般競争入札を行ったものです。

次に、No. 5 「工事等随意 15 内郷駅跨線人道橋整備事業 測量調査委託」について、本業務 は内郷駅跨線人道橋の整備に伴い用地測量及び地質調査を発注したものであり、入札方法は地方 自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の適用による随意契約を行ったものです。

概要は以上ですが、詳細は担当課長から説明しますので、審議をお願いします。

【公園緑地課長】

No. 4の「契約金額が最低制限価格と同額」であることについて、No. 3の(発注担当課である) 土木部道路管理課からの回答と同様の考えです。

また、最低制限価格等の漏洩防止対策については、当部としても(最低制限価格等の決定後は) 鍵付きのロッカーで二重管理している状況です。説明は以上です。

【都市整備課長】

No. 5の「測量調査について、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号と判断した理由」について説明します。

当該調査は、内郷駅跨線人道橋の整備に伴って用地測量と地質調査を行うものです。調査箇所は駅構内及び線路近接箇所であり、重要な鉄道施設が多く、高圧の架空線や地下埋設物等が輻輳している箇所です。このため、現地状況に精通し、着実な安全管理の下、測量を実施する必要があります。また、当該人道橋の計画内容を熟知し、地盤変状等を的確に分析しながら地質調査を行う必要があります。

さらには、当該調査は、先ほど述べた駅構内、また線路上空という特殊な環境下における橋梁 計画での調査であり、高度な技術力を要することから、過年度に実施した人道橋調査業務と一連・ 一体的に調査を実施する必要があります。

このため、これら要件を満たすのは令和3・4年度に当該人道橋に係る現地調査検討業務を実施した当該事業者のみであることから、第2号随意契約としたものです。説明は以上です。

ただいまの都市建設部の説明について、いかがでしょうか。では、角田委員どうぞ。

【角田委員】

No. 4の「契約金額が最低制限価格と同額」であるということについては、先ほど議論が尽くされたかなとは思いますが、改めて最低制限価格及び予定価格設定後の取扱いについては、各部局にて適切に管理することが必要かと思うので、その旨よろしくお願いします。

No. 5 の方は鉄道関連ということで当該業者が実施したということなのかもしれませんが、随意契約をするということに関しては慎重であるべきというのが一般論であります。

一般論でお聞きしますが、この当該事業者以外にも同等の能力を有する者がいないかということに関して、探索はしたのでしょうか。

【都市整備課長】

ご質問の通り、特殊な施設の調査であり、事前に(内郷駅を管轄する)事業者と協議したところ、立入制限下で調査をできる者、この場合線路の閉鎖を行う許可を持っている者は他にもいますが、駅構内という非常に慎重な調査を要する箇所では、当該事業者が最も調査経験が豊富であるということです。

また、インフラの輻輳している現地の状況に精通している者が同者のみであることについても、 事前に確認しています。

【角田委員】

もし他にも(調査が)実施できそうなところがあるのであれば、見積合わせ(を行う)というところもあるかと思いますが、この1者(しかない)というところの説明においては、丁寧に整理する必要があるかなと思うので、よろしくお願いします。

【都市整備課長】

ありがとうございます。

【議長】

他にございませんか。

では、都市建設部の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

【司会】

それでは、都市建設部は退室願います。

【議長】

続きまして、No. 6について、勿来支所より説明をお願いします。

【勿来支所長】

私からは、抽出事案のうち、当支所が所管する No. 6 について説明します。

No. 6 「工事等指名 47 通学路交通安全緊急対策事業 関田・大島線道路施設整備工事 (その 2)」について、通学路の合同点検や地区の要望等により確認された市道上の危険箇所について 交通安全対策を実施し、危険箇所の解消・改善を図るため工事を発注したものであり、入札方法 は指名競争入札を行ったものです。

概要は以上ですが、詳細は担当課長から説明しますので、審議をお願いします。

【経済土木課長】

No. 6 について、「契約金額が最低制限価格と非常に近いが、最低制限価格の積算方法と入札前の取扱状況について伺いたい」とのことですが、まず、最低制限価格に非常に近い理由について、公共工事請負費の算出基礎となる積算基準や積算単価が福島県のホームページ等で公開されており、最低制限価格はその設定基準や設定範囲が市のホームページ等で公表しています。

また、今回の工事に限らず、多くの業者が(これまでに行った工事の入札に関する)情報開示 請求をしていることから、設計内容を研究し、精度の高い積算が可能になっており、加えて民間 における積算ソフトも精度がかなり高いため、応札者が、最低制限価格と非常に近い額を算出し ているものと考えています。

次に、最低制限価格の漏洩防止対策については、最低制限価格の決定後、鍵付きのロッカーで厳重に管理し、情報管理の徹底に努めています。以上です。

【議長】

ただいまの勿来支所の説明について、いかがでしょうか。では、角田委員どうぞ。

【角田委員】

(本件抽出の)目的は、先ほどのNo. 3及びNo. 4と同じで、(契約金額と最低制限価格が)全くの同額ということではなく1円違いだということから、こういう事例も他にあるのだなということによります。説明内容については、先ほどと同様に議論し尽くされているかなと理解しています。以上です。

【議長】

他にございませんか。阿部委員どうぞ。

【阿部委員】

一般的なことを聞きたいのですが、勿来支所で発注する案件は全て勿来地区限定で業者を選定しているのですか。

【経済土木課長】

勿来地区の発注(する指名競争入札の工事等)については、同地区の業者に限定しています。

【阿部委員】

それは市の指名基準にもあるのですか。

【事務局(契約課長)】

指名競争入札における業者の指名については、基本的には工事箇所の地区やその近隣の業者から選定するという方針で本市では取り扱っています。ただし、その地区内に適切な業者がいない場合、例えば平地区だと隣接の内郷地区や小名浜地区から選定する場合もあります。

基本的には同地区内の業者の受注機会を増やすため、同地区(の業者)を優先しています。

【阿部委員】

地区は住所等で割り振られるのですか。

【事務局(契約課長)】

本市は13地区に分かれており、基本的にはそれぞれの地区ごとに選定しています。

【阿部委員】

ありがとうございます。

【議長】

他にございませんか。

では、勿来支所の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

【司会】

それでは、勿来支所は退室願います。

【議長】

続きまして、No. 7について、生活環境部より説明をお願いします。

【生活環境部長】

私からは、No. 7「工事等随意 5 市道後原 2 号線下水道施設移設工事」について説明します。

本移設工事は、土木課発注の道路工事「安心みちまち冠水対策事業 後原2号線道路排水施設改良工事」により、道路側溝の整備を行う上で支障となる汚水管及び汚水桝の移設を行う工事です。

市道に埋設している下水道施設である汚水管や汚水桝等については、道路管理者が行う工事等に支障がある場合には、道路管理者からの依頼により、その占用者は移設を行わなければならないこととなっています。そのため、土木課発注工事に合わせて移設工事を実施したものです。

概要は以上ですが、詳細は担当事務所長から説明しますので、審議をお願いします。

【北部下水道管理事務所長】

No. 7について、「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号適用と判断した理由」ですが、本移設工事は、土木課の道路工事「安心みちまち冠水対策事業 後原2号線道路排水施設改良工事」の発注に伴い、土木課から汚水管の移設を依頼されたものであり、工事箇所が同一であることから、一括した施工管理を行うことで工期の短縮、経費の削減に加え、工事の安全、円滑な施工を確保するため、(同号に規定する)「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当することから、本体工事の受注者と第6号随意契約を行いました。当事務所からの説明は以上です。

【議長】

ただいまの生活環境部の説明について、いかがでしょうか。磯崎委員どうぞ。

【磯﨑委員】

本体工事があると、基本的にそこに付随する工事関係は同じ業者に随意契約で発注しているイメージがあります。

工期の短縮や経費の削減のためとの説明ですが、具体的にどの程度の効果が見込まれるとか、 あるいはその安全管理上有利になる点について、もう少し具体的に説明してもらいたい。

【北部下水道管理事務所長】

工期については1カ月ほどの短縮ができ、経費については間接工事費の調整により約 26 万円の削減を図っています。

【磯﨑委員】

それは、どの段階で分かるものですか。事前に(効果等を)見込んだ上で競争入札ではなく随 意契約にしようと判断されているということですか。

【北部下水道管理事務所長】

その通りです。

【磯﨑委員】

わかりました。ありがとうございます。

【議長】

それでは、阿部委員どうぞ。

【阿部委員】

前回(第6回)も別の案件で似たような質問をしたのですが、この業者が下水道工事の資格を 持っていなかったら、随意契約は行わなかったということですか。

【北部下水道管理事務所長】

下水道工事は土木一式工事(の建設業許可を有すること)により施工でき、(大抵は)本体(道路)工事が土木一式工事(の建設業許可を有することが受注資格要件)であることから、(本体道路工事の受注者によって下水道工事も)対応可能です。

【阿部委員】

そうだったのですね。ありがとうございます。

【議長】

他にございませんか。

では、生活環境部の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

【司会】

それでは、生活環境部は退室願います。

【議長】

続きまして、No. 8~10 について、財政部より説明をお願いします。

【財政部長】

私からは、抽出事案のうち、当部が所管する No. 8~No. 10 について説明をします。

初めに、No. 8「物品一般2 非常用備蓄品(食糧及び飲料水)」について、こちらは危機管理部危機管理課において防災備蓄倉庫等へ配備するため、アルファ米、パン缶詰及び保存用飲料水を購入したものであり、入札方法は制限付一般競争入札を行ったものです。

次に、No. 9「物品指名 37 男子作業服」 について、総務部職員課、 土木部道路管理課及び 生活環境部ごみ減量推進課において男子職員の冬作業服及び夏作業服を共同で購入したもので あり、入札方法は指名競争入札を行ったものです。

次に、No. 10「物品指名 67 納税通知書(口座振替、納組員用)外 3件」 について、財政部資産税課において納税通知書 2種、共有物件課税確定通知書及び課税明細書の印刷を発注したものであり、入札方法は指名競争入札を行ったものです。

概要は以上です。詳細は担当課長から説明しますので、審議をお願いします。

【契約課長】

No. 8 について、「落札率が低い契約である。予定価格設定の考え方を伺いたい」 とありますが、当該案件は市内の防災倉庫や避難所等に配備する食糧及び飲料水であり、落札業者が各備蓄倉庫等へ納品までを行うこととしているものです。

予定価格が 1,000 万円を超えることから、令和 5 年 7 月に施行した「いわき市物品購入等に係る制限付一般競争入札実施要綱」に基づき、(いわき市入札参加有資格者名簿の)「備蓄品」の品目に登録し、かつ市内に本店を有する者であることを参加要件として、制限付一般競争入札を実施したところ、2 者の応札があったものです。

予定価格を決定する際には、 数量やその他の条件を示した上で、同様物件の応札実績がある 事業者2者から参考見積書を徴取し、その見積額を基に設定しています。

入札の結果、(今回応札した) 2者ともに落札率が低かったことから、その時点の実勢価格に近い金額で応札されたものと考えています。

次に、No. 9 について、「落札率非公開%となっている理由、予定価格設定の考え方を伺いたい」とありますが、当該案件は男子職員が着用する夏用及び冬用作業服の計 228 着であり、上衣左胸にいわき市章(「い」のマーク)のシルクスクリーン印刷を求めたものです。

予定価格については、No. 8 と同様に数量その他の条件を示した上で同様物件の応札実績がある事業者2者から参考見積書を徴取し、その見積額を基に予定価格を設定しています。

そして、入札の結果、(落札額が)予定価格と非公開額になったものと考えています。

業者選定については、(いわき市入札参加有資格者名簿の)「被服」の品目に登録している市内 業者 19 者から、参考見積書を徴取した2者及び指名回数を考慮し選定した5者の計7者を指名 したものです。

落札者以外の2者の入札金額(税抜)は、第2位が767,400円、第3位が789,800円となっています。

次に、No. 10 について、「落札率が低い契約である」 とありますが、予定価格については、No. 8 及び No. 9 と同様、 数量その他の条件を示した上で、同様案件の応札実績がある事業者 2 者から参考見積書を徴取し、その見積額を基に設定しています。

また、この案件は印刷物であるため、最低制限価格を設定し、(いわき市入札参加有資格者名簿の)「連続伝票」の品目に登録している市内業者7者を全て指名して指名競争入札を行ったものです

請差の生じた要因としては、応札者5者のうち第3位まで(の入札額)が予定価格に対して非 公開%以内と比較的低い率であったことから、入札時点の実勢価格に近い金額で応札されたもの と考えています。

当課からの説明は以上です。よろしくお願いします。

ありがとうございます。

ただいまの財政部の説明について、いかがでしょうか。角田委員、どうぞ。

【角田委員】

No. 8 及び No. 10 について、予定価格を大きく割り込んでいるということに関して、参考見積書徴取時の価格とその後の入札価格に著しい乖離が見られるということになるかと思います。

安い価格で予算を有効活用するということは必要な話ですが、一方で予算を有効活用するという意味では、(本案件で) それほど予算を確保しておかずとも他で使えたのではないかということも考えられるという意味で、もう少し実勢価格というところについてもう少し調査をしても良いのかなと感じたところから、抽出事案としました。

【契約課長】

ありがとうございます。

ご指摘の通り、No. 8及びNo. 10は落札率が非常に低いという状況です。

角田委員より予算額の有効活用という話がありました。予算計上時は、当然参考見積書を徴取していますが、入札実施前にも予定価格を設定するための基礎資料としての参考見積書の徴取をして、実勢価格に近い金額を設定したいと考えて執り行っているところ、結果的に今回のような状況になっています。

他市でも参考見積等を徴取した上で(予定価格を)積算している例が多いと聞いていますが、(予定価格の設定にあたり)実勢価格や実際の経済状況等に注視していきたいと考えています。

【角田委員】

多分どちらの物品も今回初めて(発注)ということではないかと思うのですが、前回はどのような状況でしたか。

【契約課長】

No. 8 について、前回は同様の物品を指名競争入札で執り行っており、(「備蓄品」の品目に)登録している業者全てを指名した上で、今回と同じ業者が落札しています。

また、No. 10 についても、昨年も実施した結果、同様の状況です。

【角田委員】

落札金額と予定価格の差という意味では、前回はどのような状況でしたか。

【契約課長】

No. 8 は落札率が非公開%、No. 10 は非公開%でした。

【議長】

他にございませんか。阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】

No. 8 について、この案件に限らず物品購入の場合、同等品でも可としているのでしょうか。それとも、メーカー指定にしているのでしょうか。

【契約課長】

他の(物品等の)入札の場合、メーカー指定とする場合もありますが、この案件ではメーカー 指定していません。

【阿部委員】

メーカー指定していないということは、どのメーカーとなるかは蓋を開けてみないと分からないということですか。

【契約課長】

本案件では、仕様書で数量や耐用年数等を指定しています。また、例えば食料品だと賞味期限が5年以上のアルファ米であるとか、アレルギー対応食にするとか、あるいはパン缶詰だと1缶100g以上とか、賞味期限が5年以上かつ2種類以上で、等といったことを品目ごとに細かく指定した上で入札を行っています。

ゆえに、発注課の方では納品の段階でそれら品目について検品をしていることから、その段階で不良品等は入らないという考えです。

基本的には仕様書で内容を明示して、(発注課の)要求する物品を納品してもらうという考えで(入札を)実施しています。

【阿部委員】

うち(国)の方では、同等品の場合、事前に協議してもらっています。業者によってもメーカーにより得意不得意が多分あり、それにより価格が変わってきたりすることから、本当に(このメーカー品で)入札できるのかという不安を持つ業者もいるものですので。

そういった入札前の協議(という仕組み)を設けているものですから、仕様書でズバリ指定するという方法もありかもしれませんが、幅広にできるような環境づくりというのも検討してもらえればと思います。以上です。

【契約課長】

ご意見の点について、他市の状況等も確認した上で参考としたいと思います。ありがとうございます。

【阿部委員】

もう1つ、No. 10 にて(資料3、P24の物品購入説明書に)「予定価格が50万円以上の印刷物には、最低制限価格を設定」とありますが、資料に最低制限価格が記載されていないというのは、公表していないという理解で良いでしょうか。

【契約課長】

物品購入では、比較的毎年同じような業務が発生し得るため、予定価格あるいは最低制限価格 について類推しやすい可能性があるという考えから、公表していません。

【阿部委員】

ありがとうございます。以上です。

【議長】

それでは、緑川委員どうぞ。

【緑川委員】

最低制限価格を公表できないということですが、最低制限価格の予定価格に対する割合はどのような状況なのか、(落札率が) 非公開%なので、予定価格をもう少し下げても良いのではないかと思いました。昨年も確か同じぐらいの割合でしたので。

しかし、公表できないということですね。わかりました。以上です。

他にございませんか。角田委員どうぞ。

【角田委員】

No. 8 について、アルファ米、パン缶詰及び保存用飲料水ということですが、今回この場で申し上げることではないような気もしますが、令和6年能登半島地震の中で食べ物に非常に苦労したという話があります。こういった備蓄品にはおいしいものがたくさんあるので、そういったものを提案してもらいながら、非常時にもおいしく食べてもらえるよう、市民のために備蓄するという観点もあって良いのかなと思います。ご一考いただければ幸いです。

【議長】

他にございませんか。

では、財政部の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

【議長】

続きまして、No. 11~13 について、水道局より説明をお願いします。

【水道局長】

私からは、水道局に係る No. 11~13 の概要を説明します。

初めに、No. 11「工事等一般 32 大久町小久配水管(第 10-26 号外)改良工事」について、昭和 47 年に布設された水道管の老朽化が著しく、漏水や赤水の発生が多いため、配水管改良工事を発注したものであり、入札方法は「いわき市水道局建設工事等に係る一般競争入札実施要綱」に基づき一般競争入札を行ったものです。

No. 12「工事等随意 2 工業用水道関連添野町水道管(第 278-5 号)移設補償工事」について、昭和 63 年に布設された水道管が県企業局いわき事業所発注の工業用水道導水管更新工事等により支障となることから、移設工事を発注したものであり、入札方法は「地方公営企業法施行令」に基づき随意契約を行ったものです。

No. 13「物品指名 5 水道局共有フォルダ用ファイルサーバ購入」について、主に水道局で使用している職員ポータル用パソコンのデータ保存用の機器を購入したものであり、入札方法は指名競争入札を行ったものです。

概要は以上ですが、詳細については担当課長から説明しますので、審議をお願いします。

【工務課長】

No. 11 について、「契約金額が最低制限価格に非常に近い。最低制限価格の積算方法と入札前の取扱状況について伺いたい」とのことですが、最低制限価格の積算方法については、先に説明のあった No. 3、No. 4及び No. 6と同様です。最低制限価格の積算方法については、公表している設計基準に基づき、直接工事費等に所定の率を乗じて積算しています。

入札前の取扱状況については、最低制限価格の設定後から、鍵付きのロッカーで2重に施錠する等、厳重に管理し、情報管理の徹底に努めています。当課からの説明は以上です。

【南部工事事務所長】

No. 12 について、「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号適用と判断した理由」ですが、本工事は県企業局いわき事業所からの移設依頼により、工業用水道導水管更新工事において支障となる水道管を移設するものです。

県企業局発注工事の事業者を相手方とすることにより、幅員の狭い道路に工業用水道導水管2本及び水道管2本が埋設された制約のある条件の下、一体的な施工管理が図られ、安全で円滑な施工の確保に有利であること、さらには県企業局発注工事の規制区域内での作業となるため、交通誘導警備員等の経費の節減が可能となることから、第6号随意契約としたものです。説明は以上です。

【総務課長】

No. 13 について、「落札率非公開%になっている理由、予定価格設定の考え方」ですが、予定価格の設定にあたり、当該物品の仕様等を示した上で2者から参考見積書を徴取し、予定価格を設定したところであり、物品の購入ということで、その見積額見あいの金額での入札となったと推察しています。

また、落札者以外の参加事業者5者の入札価格については、(資料3、P31の)物件等入札参加者及び入札結果一覧表の通りです。以上です。審議お願いします。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの水道局の説明について、いかがでしょうか。角田委員、どうぞ。

【角田委員】

(No. 7でも) 指摘がありましたが、No. 12 について、(第6号の) 競争入札に付することが不利として同時工事を施工したということですが、具体的にどのような効果がありましたか。

【南部工事事務所長】

当該工事は、幅員が4m程度と狭いところに工業用水道導水管2本及び水道管2本あり、こういったところでの移設ということから、安全第一に、一体的な施工管理が図れ、安全管理に有利になるという判断をしました。

また、経費の節減として、県の工事と重複する土木工事関係であり、また交通誘導員の節減が可能であることから、約266万円の節減が可能として、第6号随意契約としました。

【議長】

他にございませんか。阿部委員どうぞ。

【阿部委員】

No. 12 について、県の工事に伴う移設工事ですが、クレハ建設(株)に対しては市水道局の方から随意契約を持ちかけたということですか。県との協定や契約等で(移設も施工するという)明記はなかったのですね。

【南部工事事務所長】

市水道局の判断で随意契約としました。

【阿部委員】

また、交通誘導員等は県の方で負担してくれるため、経費が削減できたとの説明が先ほどありましたが、それは県とも調整していたということですか。

【南部工事事務所長】

工事区域が重複しているので、県と協議して削減を検討しました。

【阿部委員】

わかりました。ありがとうございます。

【議長】

他にございませんか。 それでは水道局の説明はよろしいでしょうか。

(委員賛同)

続きまして、No. 14~15 について、医療センターより説明をお願いします。

【医療センター事務局長】

当センターが所管する No. 14 及び No. 15 について、説明します。

初めに、No. 14「物品随意8 下肢牽引手術台」の購入についてですが、当該機器は整形外科で下半身を引っ張りながら行う手術で使用する手術台であり、これまで使用していた機器が購入から 20 年以上経過して老朽化し、修理対応等ができないことから更新したもので、当該機種を選定し、随意契約を行ったものです。

次に、No. 15「新生児・小児用 NasalーCPAP装置」の購入についてですが、当該機器は新生児の呼吸管理を行う装置であり、これまで使用していた機器が購入から 10 年以上経過して老朽化し、修理等の対応ができないことから更新したもので、当該機種を選定し、随意契約を行ったものです。

続けて詳細を担当課が説明するので、よろしくお願いします。

【施設管理課長補佐】

No.14 の「同等品の幅があると思われる物品について、地方公営企業法第21条の14第1項第2号適用と判断した理由」について、まず、当該機器は整形外科手術に特化した手術台であり、これまで手術で使用していた手術台と同じメーカーの製品です。当該機器だと頭部や下肢等の固定器具など、既存の手術台周辺機器との互換性があることや、医師も操作に慣れていることから、メーカーと機種を指定したところです。

次に、随意契約第2号を適用した理由ですが、当センターが執行する入札等においては対象の機器が決定すると、いわき市入札参加有資格者名簿の「理科学機器」及び「医療用機器」に登録している市内、準市内及び県内に事業所のある市外業者、合わせて 30 者に対して、当該製品の取扱い調査を実施し、取扱い可と回答した者を全て指名していますが、今回、取扱い可と回答した者が1者であったことから、随意契約の第2号を適用したものです。

No.15 の「地方公営企業法第21条の14第1項第2号適用と判断した理由と物品選定の過程」について、まず、随意契約第2号適用と判断した理由については、No.14と同様、当該製品の取扱い調査を実施し、取扱い可と回答した者が1者であったことから、随意契約の第2号を適用したものです。

次に、物品選定の過程ですが、選定にあたり他のメーカーの同等品と性能の比較を行った結果、 購入機器の方が新生児の呼吸補助により治療効果が高く、優位性が認められたことから、選定に 至ったところです。

当課からの説明は以上です。よろしくお願いします。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの医療センターの説明について、いかがでしょうか。角田委員、どうぞ。

【角田委員】

医師の使いやすさや(現場からの)要望がある中での(購入品の)調整かなと思いますが、例えば No. 14 だと、恐らく周りに色々な機器がある中でこれがピタッとはまって使いやすいということなのかと理解をします。

(一方、) No. 15 の選定の中で、より高い治療効果というところについて、恐らく(専門家ではない)普通の者では判断できないので医師の推薦とかの判断があったかと思います。そのあたり何か具体的に説明できるでしょうか。

【施設管理課長補佐】

同等品の性能比較ですが、医療現場にて実際に新生児の治療に当たって効果を比較して、本機器の方がより呼吸管理等の機能が高いということで、これまで使用していた同等品と比べてより性能が高いということで、今回この新しいメーカー品の方を採用したということです。

【角田委員】

いくつかの製品を実際に比較使用したということでしょうか。

【施設管理課長補佐】

その通りです。

【角田委員】

医療機器ですので、一応、型式認定や効果等はメーカー側で行っていると思いますが、その中でハード的な性能ばかりではなく、チーム的な、ソフト的な使用面で検討するとこの機器が一番(良い)と判断をしたという理解でよろしいでしょうか。

【施設管理課長補佐】

その通りです。

【角田委員】

そのあたりの説明をもう少し加えた方が、説明責任に繋がるかなと理解しました。よろしくお願いします。

【議長】

他にございませんか。阿部委員どうぞ。

【阿部委員】

今回、どちらの案件も保守期限切れとなっていますが、(従前の機器の)保守期限は何年間だったのでしょうか。

【施設管理課長補佐】

No. 14 (の従前の機器) は今年度で保守期限切れとなるものでした。No. 15 (の従前の機器) は来年度に保守期限切れとなるものですが、保守期限切れとなると修繕ができないため、事前に購入することとしたものです。

【阿部委員】

ありがとうございます。

それでは、磯﨑委員どうぞ。

【磯﨑委員】

No. 14 について、医師が操作に慣れているという説明でしたが、(医療センターに) ずっと同じ 医師が在職しているとも限らないと思いますが、(医療センターでは) 医師はどれぐらいのサイクルで入れ替わるものなのでしょうか。

【医療センター事務局長】

周辺機器との相性というところもあり今回の機器を購入したわけですが、当センターでは常勤 医の他に週替わりで大学から派遣される医師もいます。医師のサイクルは人それぞれではありますが、そういった応援の医師、もう1つは(派遣元の)多くは福島県立医大や東北大から派遣されてくることが多いです。そういった(派遣されてくる)医師が大学病院で使用しているものが多く選ばれる傾向にあります。

【磯﨑委員】

わかりました。ありがとうございます。

【議長】

では、医療センターの説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

今回、抽出された 15 件について、各部署からの説明は以上となりますが、他にご意見等はありませんか。

では、「入札・契約の状況について」は以上となります。

|2-(2) 指名停止の状況について

【議長】

続きまして、「指名停止の状況について」です。 事務局から説明をお願いします。

【事務局(契約課長)】

資料4により説明

(計7件。うち市発注工事に係る指名停止:0件)

【議長】

ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。

(意見等なし)

では、「指名停止の状況について」は以上となります。

3-(1) 次回の日程等

【議長】

続きまして、「その他」に入ります。 「次回の日程等について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局(契約課長)】

第9回の開催は本年6月の予定です。日程等の詳細につきましては、これまで同様、事務局で 調整の上、改めて連絡するので、よろしくお願いします。

また、抽出委員については輪番制としていることから、次は緑川委員にお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

【緑川委員】

了解しました。

【議長】

よろしくお願いします。

では、開催の日程等について、事務局で調整をお願いします。

3-(2) その他

【議長】

続きまして、「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

【事務局(契約課長)】

「その他」について、本市の契約制度等を見直すため、委員の皆さまから入札・契約に関する 意見等を自由に発言していただきたいと考えています。本日も様々な意見を頂戴していますが、 その他にあれば、よろしくお願いします。

【議長】

それでは、委員の皆さまから何か質問あるいは意見等はありませんか。

(意見等なし)

なければ、以上をもちまして会議は終了となります。 会議の円滑な進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

4 閉会

【司会】

以上をもちまして、第8回いわき市契約適正化委員会を閉会します。 皆様、長い時間、誠にありがとうございました。